

# 平成21年塩尻市議会6月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成21年6月12日(金) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

### 審査事項

議案第 2号 監査委員の選任について

議案第 3号 公平委員会委員の選任について

議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 6号 両小野国保病院組合規約の変更について

議案第 7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般 歳出2款総務費、3款民生費中1項  
社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費

### 出席委員・議員

委員長 森川 雄三 君

副委員長 山口 恵子 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 金田 興一 君

委員 小野 光明 君

委員 中野 長勲 君

委員 古厩 圭吾 君

委員 白木 俊嗣 君

議長 塩原 政治 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

局長 酒井 正文 君

次長 成田 均 君

議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただ今から6月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員、出席しております。審査に入る前に理事者からごあいさつがありましたらお願いいたします。

理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。総務環境委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。5月に議員さん方の委員構成が変更になりまして、総務環境委員会、新しい構成ということで、今後2年間、いろいろ御指導を賜ります。総務部関係、協働企画部関係、あるいは、市民環境事業部関係、委員会事務局関係等々、幅広いわけでございますけれども、また、よろしく御指導を賜りたいと思います。

なお、今回の委員会には、人事案件3件、事件案件1件、予算案件1件を御審議いただくわけでございます。それぞれ、担当の課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきましてお認めいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。また、詳細につきましては、副委員長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

**副委員長** おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。本日、委員会終了後に3カ所の視察を予定しております。1カ所は、信州リハビリテーション専門学校、そして、マキヤ橋視察、最後に信州介護福祉専門学校の視察を予定しております。午後1時30分、市役所正面玄関を出発いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、午後5時45分から懇親会を中信会館で予定しておりますので、ぜひ、皆さん、おおぜいの方の御参加をよろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に4月から、議会もそうでありますけれども、構成が新しくなりましたし、職員の皆さんの自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

**委員長** どうもありがとうございました。これより議事に入りますけれども、直接、議案にかかわらない職員の方は、適宜に退室をしていただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

ただ今から議案の審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

## 議案第2号 監査委員の選任について

**委員長** それでは、議案第2号監査委員の選任について、御説明を求めます。

**人事課長** それでは、議案第2号につきましてお願いいたします。議案関係資料のほうをお開きいただきたいと思います。議案関係資料3ページをお願いいたします。

監査委員の選任についてということで、提案理由でございますが、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。地方自治法第196条第1項の規定の内容につきまして、かいつまんで御説明申し上げます。地方公共団体の長が議会より同意を得まして、識見を有する者及び議員のうちから選任するという内容でございます。さらに監査委員が3人以内の時は、議員のうちから選任する監査委員の数については1人とすると、このような内容の規定でございます。

2の概要でございます。現在、委員3人のうち、議会の議員のうちから選任いたしました永田議員さんが退任されたことに伴いまして、新たに中村議員さんを選任しようとするものでございます。中村議員さんの略歴につきましては、

次の4ページを参考にさせていただきたいと思います。

監査委員の任期につきましては、4年ということでございますが、議員選出の委員さんにつきましては、議会の申し合せによりまして、従来から2年とするということでございます。以上、よろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。委員の皆さんの御意見、ございましたら、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、全員一致で認めていただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、異議なしと認めます。

### 議案第3号 公平委員会委員の選任について

**委員長** 次に、議案第3号公平委員会委員の選任についてであります。説明を求めます。

**人事課長** 議案関係資料、引き続き5、6ページをお願いしたいと思います。公平委員会委員の選任につきましてでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。同様に第9条の2第2項につきまして、かいつまんで御説明申し上げますが、地方公務員法第9条の2第2項につきましては、人格が高潔であり、人事行政に識見を有する者のうちから議会の同意を得まして、地方公共団体の長が選任するといったような内容でございます。

2の概要でございます。公平委員3人のうち小野仁志氏が、この6月30日に任期満了となります。これに伴いまして、再び小野氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。小野氏の略歴につきましては、次の6ページを参照していただきたいと思います。北小野出身でございます。現在65歳ということでございます。なお、小野氏につきましては、平成17年7月1日から公平委員をお務めいただきまして、1期、今度、再任という形になりますと2期目に入るといふ形になります。なお、公平委員につきましては、任期4年でございます。以上、よろしくお願いいたします。

**委員長** 委員の皆さまに、何か御意見等ありましたら、お出しただければと思います。特にないですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** よろしいですか。それでは、同意をいただけたものとしまして、第3号議案を全員一致で認めるものいたします。

### 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**委員長** 続きまして、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について説明を求めます。

**人事課長** 引き続き7、8ページをお願いしたいと思います。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

提案理由でございますが、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。地方税法第423条第3項の内容につきましては、当該市町村の住民、あるいは、市町村税の納税義務者、または、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得まして、市町村長が選任するといったような内容

でございます。

2の概要でございます。現在の委員3人のうち、吉賀なか彥氏が、この6月30日に任期満了となります。これに伴いまして、新たに中村百合子氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。中村氏の略歴につきましては、次の8ページを参照していただきたいと思いますが、広丘吉田の御出身で、現在60歳でございます。地区の委員等を歴任しておりまして、今回の選任にあたりましては、委員さんの地域バランスを考慮したり、あるいは、積極的に女性委員の登用を図るといふふうなことの中から適任者として選任するものでございます。なお、固定資産評価審査委員会委員につきましては、任期は3年でございます。以上、よろしくお願いたします。

**委員長** ありがとうございます。委員の皆さんから御意見等ございましたらお出してください。

**白木俊嗣委員** 今、学識経験と言ったけれど、固定資産の評価委員というのは、地方税法だとか、そういうものにある程度堪能な人材を選出すべきものではないかと、私は思うのだけれど。その中で、この人の学歴が悪いというわけではないけれど、今、地域バランスだ、なんだかんだ言うけれど、これからは、そういう時代ではないのではないかと思うのです。ある程度、専門知識を持った者が、本当に専門知識を持った者が、やはり、そういう任にあたるのが、私は大事ではないかと思うのですが、どうですか。

**人事課長** 確かに、そういった専門分野のほうの履歴という点では、具体的に、そういった固定資産に係わってきたというような経歴ではないかと思われますけれども、先ほど申し上げましたように、地域バランス等も考える中で、当然、新たな委員さん等につきましては研修なども受けていただくといふふうなことの中から、いろいろな方向から、いろいろな視点から、委員さんに携わっていただくといふふうなことで考えてまいりたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願したいと思います。

**白木俊嗣委員** 要するに、この方が、よい、いけないということを言っているのではない。ただ、これからの見方として、ずっと以前にも、ある女性の委員で、おもしろい人があったのです。周りのものをあおるようなことをして、そして、市の固定資産税の評価がおかしいではないかというような意見を言った人があったけれど、ある程度、地域バランスよりか、どちらかという地方税法だとか、そういうものに携わって、ある程度、見識のある者のほうが、私はよいと思うのです。地域バランスは、これからは問題ではないと思うのだけれど。別に、この人が、決して悪いということを行っているのではない。ただ、ある程度、そういう専門的知識を持った者のほうが、私は、よいのではないかという気がするのだけれど。

**副市長** 確におっしゃるとおり、いろいろな市民ニーズも非常に専門化してきておりますので、ある面では、そういうことも大事かと思えます。ただ、全体を見るときに、そういう方もおられるし、一般的な目を見ていただくという、そういう言い方はよいかどうかわかりませんが、そういう方と一緒にいろいろな見方があるということから判断していただくことも大切だと思いますので、全員が全員、税に堪能な人というだけでは、少しまた、まずいのかなという気がいたしますので、そのような面から、いろいろな人材ということで選ばさせていただいておりますので、よろしくお願したいと思います。

**白木俊嗣委員** もう1回、ただ、私が言うのは、固定資産税の評価審査委員なもの。これは、そうは言っても専門職なのです。だから、一般のいろいろな意見をチョイスするのもよい、よいけれど、こういう固定資産税の評価審査委員という特定な委員なものだから、あえて言うだけのことです。

**総務部長** 先ほど人事課長が説明しましたように、地方税法の中に固定資産評価委員会の委員という者は、納税義務

のある者、または、というふうになっていますので、今、副市長が言いましたように、いろいろな観点から選ばせてもらったということでございますので、ぜひ、その辺のところは、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

**小野光明委員** 基本的なことでは申し訳ないですけど、この評価審査委員会は、業務と役割は、どのようなものがあるのか教えてください。

**委員会事務局長** 所管しております委員会事務局ですが、いわゆる、固定資産評価額に対しての価格に対して評価の審査するわけですが、それにつきまして、委員会の中で形式審査、いわゆる、書類審査申出が正当なものかどうかという書式的なもの。また、実質の審査の中では、書面審査という形の中で、市のほうからは、評価した側からは、弁明書を出していただく、申出に対する審査に対する申出書を出していただく。また、審査申出をされた方からは反論書、それに対する弁明書の反論書をいただくと、そういう形の中で審査をしていきます。口頭審査、あるいは、実地調査等を踏まえた現地審査等をする中で、また、相手方に対して意見陳述を設ける中で、審査の決定をしていくという形になります。審査の中では、委員会としては、その申出が却下にあたるか、あるいは、棄却になるのか、あるいは、その価格、言わんとする部分で見直しが必要という形になれば、それに基づいて、その決定をしていくということになってまいります。そのような事務処理をさせていただいて審査されます。以上です。

**小野光明委員** そうすると不服審査をするということですか。不服審査ではない。

**委員会事務局長** 価格に対して固定資産評価審査のほうでは対象になります。価格以外のことに對することにつきましては、不服審査申出という形で、違う流れの中で審査がされる形になります。あくまでも、固定資産評価審査会のほうでは、その評価額が適正かどうかという流れに対する不服に対して審査をされる形になります。いわゆる、固定資産に係わっての、なんと言うのですか、その評価というか、税額ですかね、例えば、そういう形の中で高いとか、どうかという部分については、また、審査の中では違ってまいると。あくまでも、価格が正当かどうかという部分での価格の提示になります。

**小野光明委員** 評価替えの関係は県で行いますね。県がして、下りてきて、そこで不服と言っても、あまり不服があったというのは聞かないような気もするけれど、現実はどうなのでしょう。

**委員会事務局長** 県で、地価工事で出している箇所、市内の中、それぞれ標準値を設けます。その中で、県の標準値、あるいは、市のほうでも、いわゆる土地を標準的な市街化区域の中、あるいは、その他、区域のところでも、それぞれ、畑とか宅地とかとる中で、そこから実現していった、それぞれの宅地、あるいは農地等の評価をいたしますが、そういう形の中で、それに、県のほうで出ているものは、県のほうを参考にしていますが、市の評価の中での評価額を算定しているという形になります。

**白木俊嗣委員** 私は、先ほどなぜ言ったかということ、同じ評価でも松本市の評価と、同じ業者が同じものを建てても評価が違うのです。それと、評価が違うということは、固定資産税が違ってくるわけです。そういう時に、たいがいの市民は、その辺が理解できないので、まあまあ、しょうがないわということで、みんな、認めているけれど、以前にあったのは、そういうときに、審査委員がかかわったときに、ある程度専門的な知識がなければ説明がつかないと思うのです。現に、その当時の人のことを言っただけではないが、その人があえて言ったのです。同じ業者が同じものを建てて、松本市と塩尻市の評価が違うではないかということを行ったのです。その結論はどうなったか知らないけれど、そういうことがあるので、ある程度、専門の知識のある者を、あくまでも、これは、固定資産税の専門委員だから。

**総務部長** 白木委員さんの言うこともわかりますけれど、これは、あくまでも、合議体で行いますというふうに地方

税法上なっていますので、3人の方、そういう形の中で、適正な評価をしてもらえると、このように思っておりますのでお願いします。

**中野長勲委員** 今、評価委員だけれど、もし、その評価委員会のときに出された意見、これが、そのまま上位法で決まってくるものをうのみにして飲むのか、もし、そこで、納得いかないと言ったときには、そういった反映する場所とというのはどういうところまでいくのですか。

**委員会事務局長** いわゆる行政訴訟という形の中の、それに基づきまして裁判のほうに入っていくという手続きに変わってまいります。

**中野長勲委員** 過去に、それだけを裁判に持ち込むような委員会審査というものはあったことはありますか、今までに。

**委員会事務局長** ございません。

**中野長勲委員** ない。

固定資産税というものは、上がっても下がることはないということを聞いているのだけれど、もちろん、固定資産税は、税収の1つの大きなものですので、やはり、今、白木委員の言う税法に対する知識を持った人をこれから選任していく。この人がいけないわけではなくて、今後は、そういう方向でいってもらいたいということを私は希望して、この人はよいと思います。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

では、議案第4号について、同意をすることによってよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致で認めることといたします。

**議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費**

**委員長** 議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費のうち、担当部分の説明を求めます。

**人事課長** 歳出からでよろしいでしょうか。

**委員長** はい、結構です。ページを言ってください。

**人事課長** 別冊の議案第7号塩尻市一般会計補正予算(第1号)をお開きいただきと思いますが、13、14ページをお願いいたします。まず、総務費の総務管理費の中で、14ページの一番上にあります職員給与費の関係でございます。この関係につきましては、新たに設立されます塩尻市振興公社へ職員を派遣するにあたりまして、派遣した職員の給与費につきましては、今後は、振興公社のほうから支給するという形になります。したがって、当初予算で、こちらの総務管理費のほうで組んでございました職員給与費のうち、この一般管理費から支出予定しております職員の中で、1名分派遣するような予定になっておりまして、この1名分の7月以降、9カ月分の職員給与費につきまして、給与、手当、それから共済組合負担金を減額しまして、補正するものでございます。以上でございます。

**財政課長** その下になりますけれども、基金の積立金でございます。市民の方、外部の方でありますけれども、街路樹の整備のためにということで寄付をいただきました。したがって、ここで、緑のまちづくり基金の元金として積

立てをさせていただくものです。以上です。

続いて、歳入のほうを行います。まず、2、3ページのところをごらんいただきたいと思いますが、2ページのほうでございます。今回の補正につきましては、国の追加経済対策等に係わるものでございまして、少し補助金等の内容がごたごたしていますが、大きく言いますと、そこがございますように国庫支出金で6億7,701万4,000円でございます。これは、国の経済対策の経済危機対策臨時交付金2億2,600万円と、また、これを充当しました事業の本来ある補助金等がここに含まれておりますし、また、県支出金につきましては、3,263万8,000円でございますけれども、申請をしておりました地域発元気づくり支援金が確定になりましたので、そういった関係。あるいは、国の雇用対策で県に基金が創生されておりますので、それからの歳入がございますし、また、社会保障費の補助等がございます。そのほか、ただ今申し上げました寄付金、それと諸収入の関係がございまして、あと、財源調整の関係で財政調整基金からの繰入金は減額をしたと、こういう大きな内容ではこういうことになっています。

少し、内容を申し上げますが、7、8ページのほうでございます。まず、8ページの一番上のところに地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものがございますけれども、恐れ入りますが、お手元に資料が。資料を配らせていただきます。

一番上の見出しで、国の経済対策等への対応というほうのページを見ていただきたいと思いますが、その右下のほうに地域活性化・経済危機対策臨時交付金、国レベルで言いますと1割の予算規模でございますが、塩尻市への配分については、人口割り等の計算値の中で4億2,600万円が交付されたものでございます。予算書のほうと見比べていただきたいのですが、まず、AEDの関係の整備ということに充当させていただきたいということでございまして、事業費が561万2,000円でございますが、これについては、この整備の事業に対する補助とかがいったものは特にございませんので、この交付金をそっくり、561万2,000円充てさせていただいた、ということでございますし、その下のインフルエンザの関係についても、事業費908万9,000円に対して交付金をそっくり充てさせていただいて、いわゆる一般財源的な持ち出しはないという形でございます。ごらんいただきますように、表の資料のほうを下っていただいて、5番、6番として、学校の太陽光の設置事業をお示しをしておりますが、事業費は、小中学校で8,196万4,000円ほど必要になります。このうち、交付金を4,196万4,000円充ててございますが、実は、ここに出ておりませんが、小中あわせて4,000万円の、本来、この事業に対する補助金というものがございまして、その残りに交付金を充てさせていただいたということでございまして、あっちこっちですみませんが、8ページの中程より下のほうを見させていただきますと、太陽光の関係でありますので、小学校費の関係で上から3番目に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で2,731万円がございまして、その下の表の中学校のほうを見ていただきますと、上から2つ目に1,465万4,000円ございまして、これをあわせると4,196万4,000円になります。

さらに、小学校のほうで、中程に安全・安心な学校づくり交付金。同じ交付金という名前なものですから、少しこんがらがりますが、これは、補助金というふうに理解してください。本来、この事業に対する補助金が2,700万円、小学校であります。中学校では、中程よりやや下のところに、同じく1,300万円ありまして、これを足しますと4,000万円になります。したがって、この経済危機の交付金と本来あります補助金4,000万円を足して、そうしますと事業費がカバーできるというような形になっておりまして、以下は、いろいろごちゃごちゃ出ておりますけれども、1つの事業に対して、本来ある補助金、いわゆる交付金なりと、その補助残へ今回の4億2,600万円をそれぞれに充てたという形でお示しをしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

めくっていただきまして10ページのほうへまいりますが、県支出金の関係であります、まず、地域発元気づくり支援金というものがずらずと出てまいります。これは、資料のほうの、今の裏のページをごらんいただきと思いますが、それぞれの事業について県へ申請をしておりましたけれども、これが確定になりましたので、歳入として計上させていただくものでありまして、1番には、中山道の鳥居峠でありますけれども、だいぶ橋が傷んできておりまして、そうした敷板の取り替えを地元のほうと共同して行いたいというようなこと。あるいは、2番目には、四ヶ堰の上部を、地元には材料等を配布する中で地元の皆さんに整備していただく。あるいは、3番目では市制50周年を記念して、市花であるキキョウを配布して、地域の花壇等に植えていただくというような、こういったものが、9事業が選択をされましたので、確定しておりますので、それぞれについて計上をさせていただいたものであります。

また、10ページに戻りますが、障害者自立支援対策特別対策事業補助金というものがございますけれども、これは、平成18年4月からの障害者自立支援法の関係で、平成20年度には、こういった補助金について見直すということであったわけでありまして、引き続いて平成23年まで延長するということになりまして、したがって、当初予算には、計上してございませんでしたが、延長するというので、ここで609万1,000円計上させていただきましたが、これは、施設の運営に対します補助ですとか、通所に対する補助等の内容でございます。

中程に、ふるさと雇用再生特別事業補助金、また、緊急雇用創出事業補助金というものがございまして、これも平成20年度の国の経済対策、雇用対策の関係で、一たんは、県の基金に、これが振り込まれておりまして、ここへ、県に対してこういった事業に使いたいということで市のほうから申請をしますと、県のほうからそのお金が交付される、こういう内容のものでございまして、これも、あちこちで済みませんが、最初の表の資料のほうの右側にございまして、右側の上にはふるさと雇用再生特別事業補助金というものがございまして、今回は、3番と4番のアレチウリ等外来植物の駆除の委託、あるいは、振興公社の設立に伴いまして新たにコーディネーター等を配置をするということで、そういった関係へこれを充当させていただくというものでありますし、また、その緊急雇用につきましては、11番、12番になりますけれども、ワイン醸造技師を雇ってワインの技術者の養成等に役立てていただく。あるいは、ものづくりアドバイザーを臨時職員でありますけれども採用をしていくということに充当をさせていただくものでありますのでよろしくお願いいたします。

あと、12ページのほうへまいりますが、土木費の寄付金につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますし、財政調整基金繰入金については、財源調整で繰り入れ戻しをする。

また、その下の一般コミュニティ事業助成金につきましては、協働企画部のほうの歳出で出てきますけれども、先に歳入のほうで申し上げますけれども、長野県市町村振興協会のコミュニティ助成事業、補助金がございまして、吉田三区の自衛消防隊の消防備品等の整備、これが該当になるということでありまして、これを計上させていただくものであります。以上であります。

**委員長** それでは、委員の皆さんから御意見等ございましたら、お出しただければと思います。

**白木俊嗣委員** 小学校の耐震の関係が今回の補助金であるけれど、あれは、何年以降の分については耐震ができていくわけですか。

**財政課長** 建築基準法の関係だと思いますけれども、昭和56年以降のものについては、耐震に関する見直しが行われて、きびしくと言いますか、設計内容がそういうふうになっておりますけれども、それ以前のものについてはそこまでいっていませんので、その辺を対象にしています。現行法には、昭和56年度以降のものはよいと、それ以前の



ものについて調査をし、補修をなさいと。

**白木俊嗣委員** それでは、桔梗小以降のものはよいということですね。

**財政課長** 一応、設計上では、そういうことになっております。

**中野長勲委員** 国の経済対策と言って、こうやってたいぶ来るのだけれど、今、心配しているのが、9月の総選挙で政権が代わった場合、今、片方は、ばらまきだ、ばらまきだと言って反対しているのだけれど、もし、これが代わった場合には、こういったものは、補正予算を組んだ場合、そのまま行ってしまうという考えでよいのですか。ちょっと、質問かどうかわからないが。

**財政課長** 大変むずかしい話だとは思いますが、現行の中で、追加経済対策として補正予算を政府与党が国会に提案し、これが可決をされておりますので、これについては、このまま来るといことになるわけです。ただし、その後の政権によっては、その政権政党がどうい対応をするかは、私どもには、今のところ、わからない。

**中野長勲委員** ただ、それで、ばらまきだ、ばらまきだと、今、反対している政党が政権を取った場合に、片方は、補正予算を組んで事業を始めてしまっているけれど、そのようなことはないと思うけれど、心配なところがあるのだけれど、わからないですんでしまうのですか。

**財政課長** そういった形の中で、それは、財政への影響のようなものがあるかということかと思っておりますけれども、今回の緊急対策の交付金に対しましての事業の選択につきましても、やはり、主旨に照らして地域経済の活性化に資するものということが、まず、1つの条件でありますし、それと、やたら必要以上のものをやるということではなくて、実施計画にすでに計上されているもので、来年、あるいは、再来年にあるものを前倒しでやるというような形での事業選択をさせていただいておりますので、今回は、そういう形で特別な一般財源が必要でなくて、しかも、事業を前倒しをしてやれるということ、そして、それが経済効果として波及効果があるということでもありますから、あと、来年度、再来年度にいけば、当然、その分が、簡単に言えば余ってくると言えますが、余剰として生じてきまして、財政運営には非常にプラスになるものだということに理解しておりますので、そういった形の中で、まだ、これから公共事業に対する交付金も出てまいりますけれども、そういったものとあわせて、財政運営上もプラスになるような形でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

**古畑秀夫委員** 8ページの一番上ですが、AED、新型インフルエンザ。AEDなども、台数をふやすということなのかどうか。新型インフルエンザの関係の対策も含めて御説明を。

**財政課長** AEDにつきましては、これまでも小中学校、これは、すでに全部整備してありますし、あるいは、市の施設の中でも体育施設等々、おおぜい人が集まるような場所等を優先してこれまで整備をしてきていまして、正確な数字はわかりませんが、25施設くらいは整備をしてございます。今年度、すでに当初予算で計上させていただいているものが、3、4施設ございますし、ここにあげさせていただいたものでは、一応、16施設を整備したいということとで予定をしているものでございます。

インフルエンザの関係につきましては、先ほどの事業選択の中で、こういう時代になかったもの、今、非常に話題になっていますので、そういう対策として選択をさせていただいたものでありますけれども、防護服ですとか、いざ発生した場合の対応型のマスクですとか、防護服、手袋、あるいは、インフルエンザかどうかの診断をするキットというのですか、試験紙みたいなものを用意させていただくということでもあります。以上です。

**古畑秀夫委員** 薬みたいなものは、タミフルとか、ああいうものは、あれですか、市のみで、そういうものを用意す

ということでは、ないですね。

**市民環境事業部長** うちのほうのあれですので、また、歳出のときに、詳しいお話をさせていただきますけれど、タミフルは、医療行為のときの治療薬なものですから、行政で準備をするということではできませんので。たぶん、県のほうでそういう措置をしていただいている、塩尻市の医療機関のほうにも何らかの形で入ってくるものと思っておりますけれども、そういう状況でございます。

**白木俊嗣委員** 先ほどの中野委員の続きだけれども、そうは言っても、今回の場合には、政権が代わるのではないかという可能性も相当高い率であると思うのです。その場合に、この間の14兆円だか、15兆円の補正予算も、実際には、今年の予算の中では100兆円を超える予算を組んで、消化できないのではないかという話もあるのです。その中で、仮に、私たちが見ても、ばらまきではないかと思われるような部分も結構あるのです。その場合に、政権が代わって、一番心配なのは、事業に手をつけた継続事業でという事業も出てくると思うのだけれど、その場合に、途中で、予算を、国の、要するに補正予算で減額になったような場合に、当然、手をかけてあれば、市の独自の財源でやらざるを得なくなってくると思うけれど、そういう場合には、国は、それなりの対応をしてくれるわけですか。

**副市長** これは、私どもも、なんと言ったらよいか、よくわかりませんが、それが、国民の選択、どういう選択をされるかということにかかわってくる基本的な問題だと思うのです。今、国のほうで予算を立てて、国会で十分な御審議をいただいて、経過はいろいろありますけれども認められて、事業がついてくるわけです。この部分の財源というのは、国がどういう方法をとるか知りませんが、心配をさせていただいて地方に下ろしていますので、この分は、たぶんOKになるとは思いますけれども、これを、手をかけていて、2年事業を1年やったところで、2年目はしごをはずそうかということは、私どもは、ないと信じていますけれども、それは、どうなるかわからないことですので、私どもの答弁は、そこまでは、ちょっとできないような気がしますが。だから、財政運営というものは、先ほども言いましたけれども、計画どおりやっていきなさいということを言われていますので、実施計画を作りながら、その前倒しのような格好でやっていきますので、うちとしては助かるわけです。10分の10なんていうものは、今までないので、それだけ、今回の経済危機というのは深刻であるということと、なんらかのそういうことをやって内需拡大を図る中で、なんとか建て直しを早くしよう、早くしようということ、今、一生懸命やっておられると思うので、地方も、そういう面で、取れる事業は早く取って、地域の活性化のためにどんどんその事業を執行してやっていこうと。ただ、そのために、うちの貯金を全部使ってしまうとか、そういうことは少しまずいかなと思いますので、その辺は事業選択をしっかりとさせていただくという考え方だと思うので、では、これが、政権交代になったときにどうかということは、ちょっと、私どもも答弁を差し控えさせてもらいたいと思います。御判断は御賢察ください。

**白木俊嗣委員** 今、国会で審議すると言うけれど、今、ねじれの中で、衆議院は通るけれど参議院で落とされて、ほとんど予算は、今、成立している。それが一番心配になってくると思うのです。そうすると、どこの市町村だって財政的にはきびしいわけです。それで、手をつけた、政権が代わったら、今度は、その補助金が来ない、なんだかんだとなったときに、当然、市民要望もそれぞれあって手をつけた事業だから、そのあと、市としてはやらざるを得なくなってくると思うのです。そうすると、好きなように財源を留保してあるものを、当然、充てざるを得なくなってくると思うのです。それを副市長に答弁しろと言えば、今の答弁だと思うけれど、それを一番心配するのです。

**副市長** わかりました。確かにそうです。国だってパイは決まっていますから、どうするのかというのは、非常に心配なところであるし、ただ、今、決まって、こういうことについては、これだけのお金を用意したから、市町村で使っ

ていいよということですよ、今。だから、その分は使わせてもらいたいと、うちも、遠慮しないで。そういう格好で、今、やっていますので、それを、選挙を終わったら、すぐ、今まで決定したももほごにしてしまうよということは、国もできないはずだと思います。これをやるからには、うちもこういう事業をやりたいのをお願いしますというものを国へ出して、それでOKだと。では、お金はあとから出しますから市はやってくださいというもので、うちも受け入れのための予算を組んでいますから、これは、委員さん、よくわかっていると思うけれど、そういう手順を踏んでいますので。国が、例えば、執行体制が代わったから、今までの全部ほごにするよと言ったら、これは、たぶん、黙っていないでしょう、国民が。そこを期待していますけれど。

**白木俊嗣委員** たまたま丹波篠山のニュースを見ていたら、合併特例債で、当然、国でそれだけのものを心配してくれるという話で事業に手をつけたはよいけれど、結局、あの所も破産状態になってしまった。このようなのを見ると、いくら国が約束してもほごされるというか、それについていけない自治体というのは出てくると思うのです。それで、心配するわけです。

**副市長** 答弁は、たぶん想定されていると思いますのであれなのですけれども、篠山は、合併で特例債が使えるからということでどんどん事業をやったわけです。どういう事業か、私は分析していないのでわからないですけれども。それは、国が約束した部分を守らないということはないと思いますけれど。たぶん、起債分の何パーセントかは自己資金を使って、何パーセントからは交付税でみますよという約束ですから。それは、うちも交付税、合併特例債を使ったときには、交付税、きちんと約束どおり来ていますので、それは、大丈夫だと思いますから。今度の場合も、交付金は、10分の10の事業でも対象になりますと言っておりますので、その辺は、心配しないでいいのかなと。ただ、一番心配なのは、国が何割繰り出すから地方は事業をやっていいよ、合併特例債などがそうです。95パーセントの該当事業で70パーセントをみてやるから事業をやりなさい、やってもいいですよ、バランス調整のためにやってもいいですよときているから、その自治体で選択して使うわけです。それは、やはり、3割くらいは自主財源を持っていないと、これは破綻してしまいますよね。それは、その自治体の事業選択です。議員さん方がよく言う、財政計画をしっかりと、財政運営をしっかりとやりなさい、やりなさいって御指導いただいているので、うちも一所懸命、今、それでやっていますから、そういうのは、このケースとは少し違うのかなと。申し訳ないですけれど。

**白木俊嗣委員** わかりました。

**小野光明委員** 資料でいただいた雇用対策の関係で、緊急雇用創出事業補助金が12並んでいますけれど、この事業を選択した基準というのは何かあるのですか。

**財政課長** それぞれに、ふるさとの雇用再生と緊急雇用再生、一応、国のほうから基準で来ておりますのは、上のほうは、1年以上の雇用。しかも、民間会社が雇ってくださいというものでありますし、緊急雇用については、期間的には本当の緊急雇用ですので6カ月。これは、民間企業に雇ってもらってもいいし、市が直接雇ってもいいと、こういうふうに分れておりまして、それぞれの性格なり、期間が違うものですから、そういったことにあわせて、今、必要としている事業を選択させていただいて計上させていただいたということであります。

**小野光明委員** 今、必要としている事業の基準なのですか。どのような観点で選んだのか教えてください。

**財政課長** 例えば、緊急雇用のほうの1番に保育所運営費というようなものがございまして、今、保育士さんが年休を取るのにも、大変、厳しい状況であって、必要な年休を取るのにきゅうきゅうとしているような状況がありますので、それらを少し緩和していきたいというようなこと。あるいは、2番の若年就業支援事業については、

**小野光明委員** 個別にどうこうでなくて、全体で、どうしてこういうものが。

**財政課長** ですから、それは、その状況で、どうしてもこの事業を実施していく上に必要な部分で、なおかつ、補充が必要な部分、そういったものを主眼にして選ばせていただいたということです。

**小野光明委員** では、12番のワイン醸造の技術指導者の関係ですけれど、これは、確か、新年度予算では落ちている事業だと思います。その時の説明ですと、これは、いわゆる志学館のほうにおいてあったわけで、そちらのほうは、結局、県教委のほうの事業で充てたいというような答弁があったのですけれど、なぜ、こういうところで復活してくるのですか。

**副市長** この事業は、今、委員さんがおっしゃられたように、今まで、うちのほうで3年間、補助をもらっていたのですが、その補助がなくなったということで、今回も、学校で、ぜひ、つけてほしいということで、一たん、当初予算では減らさせてもらいましたけれども、しかし、やはり、ワイン振興を図っていく中で重要な役割を担っていただいているという中で、今回、こういう事業ができたものですから、それに乗らせてもらったと、そういうことでございます。市として塩尻のブランド推進の中で非常に重要な役割があるのではないかとということで、うちのほうの所も、もう少し見ていただくというような条件で、一応、うちのほうで対応させてもらったということでつけさせてもらいました。

**小野光明委員** それはわかりますけれど、県のほうは、県教委でこんなものは出せないよということがあったので、つけたということでよいですか。

**副市長** 簡単に言えばそういうことです。

**小野光明委員** ほかの案件ですけれど、元気づくり支援金の関係、いわゆる全部出ていますけれど、これは、民間とかNPOも出したら全部、これ、全てということでよいですか。NPOとかもあげたと思うのですけれど。

**財政課長** これは、塩尻市として要望させていただいたもの内容でありまして、民間なり、NPOの計上したものは別になっていると思います。

**小野光明委員** これは、市の行政が受けてということでしょうけれど、これは、そもそもが県の単独事業なので、載せるならNPOも市を窓口に、たぶん、受付をしていると思うので、民間の事業費も載せた方が筋のような気がしますけれど。

**総務部長** 元気づくり支援金につきましては、この前も、全協に資料をお示ししたと思います。そのときには、民間のものも載せておりました。市の予算経由のものだけでしたので、そういう資料を、今回は、出させていただいたということでございますのでお願いをいたします。

**小野光明委員** そうすると、これから、元気づくりの関係は行政を通じたものしか載らない。

**総務部長** この関係の資料はそういう形にしますが、全協等にお示しするときには、NPOとか民間のものもお示ししますのでお願いします。

**委員長** ほかにございますか。ないようでしたら、総務部の関係に関してはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** では、総務部は、これで、一応、閉めさせていただきたいと思います。

ここで10分ほど、休憩をさせていただきます。

午前10時57分 休憩

**委員長** 休憩を解いて再開をしたいと思います。

続きまして、協働企画部関係であります。議事に入る前に職員の皆さんの自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔職員自己紹介〕

**委員長** ありがとうございました。これより議事に入りますけれども、直接、議案にかかわらない職員の皆さんは、適宜退室をしていただいて結構でありますので、よろしくお願いします。

**議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費**

**委員長** それでは、御苦労さまです。

議案第7号平成21年度の補正予算であります。協働企画部の関係は、総務管理費の8目地域づくり振興費ということになります。御説明を求めます。

**地域づくり課長** 予算書の13、14ページをお願いいたします。中程、8目地域づくり振興費のうち、19節負担金補助及び交付金150万円の増額をお願いするものでございます。一般コミュニティ助成事業補助金を吉田三区、ふるさとづくり振興会の自衛消防隊の防災備品購入費といたしまして、宝くじ収益金を原資としておりますコミュニティ事業助成を県の市町村振興協会から受け入れまして、地区へ補助金として交付する内容でございます。以上です。

**委員長** 御説明をいただきました。委員の皆さんから何かございましたらお出しただければと思います。

**小野光明委員** 今、吉田三区の自衛消防隊という話がありましたけれども、これは、全部、1カ所の補助金ということではいいですか。

**地域づくり課長** 吉田三区のほうで自衛消防隊を組織しております1カ所のみでございます。

**小野光明委員** 具体的に中身はどのようなものですか。

**地域づくり課長** 主なものを申しますと、まず、非常用の発電機、投光器、避難所のテント、また、救出工具、チェーンソーですとか、そういった応急セット。それと、それをしまうところの防災倉庫。物置タイプでございますけれども、そういった内容でございます。以上です。

**小野光明委員** 防災倉庫も地域によっては、置き場所に困っているところもあるのですけれども、吉田三区の場合はどこに設置されるのですか。

**地域づくり課長** えびの子公園の西側のはずれでございます。集会所がそこにございますが、そのすぐわきにということでございます。以上です。

**古厩圭吾委員** 関係して、自衛消防ということですが、本来の消防団組織みたいなものについて、吉田地区そのもので、1部きり結成できていないわけですね、現実として。今のような装備をしていくからには、結果的には、ある面では、いろいろなところに出動せざるを得ない現実にも遭遇するだろうし、危険度もそれぞれにあるわけですが、消防団の団を構成することについての考え方というのは、結局、現実的には、消防組織そのものが、広丘、旧広丘地区全部で、お互いに相互にこうやっていると思うのだけれど、それも、それぞれ、自分の区のところの団員確保

にもだいぶ苦労していて、特に、人口が密集してきて危険度の大きいところのほうが、そのなり手がいないという悩みを現実として持っているわけです。そうした中で、自衛組織を作ろうというのは、それなりに意義はあるのかもしれないけれども、同様に、本来の、旧来からの組織そのものの活性化というか、それに対する集中感をいかに持っているかということについての考え方はどのようなものなのですか。

**総務部長** 本会議でも消防団の活性化につきまして質問をいただきました。当然のことながら、現実問題として定数が決まっているにもかかわらず、実際には、活動できる、その人数までいっていないというようなことも現実にあるものですから、その辺を踏まえまして、現在、消防委員会のほうに、その消防団の定数、あるいは、今、委員、御指摘のような活性化の問題、団員確保の関係を含めまして検討をさせていただいているというのが実態でございますので、消防団も確かに、なり手が、いろいろな就業形態の変化とか、そういうことの中で、なかなかむずかしいという面がございます。現実問題として、例えば、お願いに行っても本人に会う前に、まず、親がだめだとか、それを言うものですから、本人に直接接することができればよいのですが、要は、ハードルがいくつもあるということ、現実問題として聞いておりますので、そういうことも含めまして、消防団の理解を深めるようなことをやっていかなければいけないということも痛切に感じておりますので、そういうことも含めまして、今後、今、言いましたように消防委員会等々の話し合いの中でやっていきたいと、このように考えております。

**古厩圭吾委員** 胸中の思いだとは思っただけけれど、ただ、今、御紹介のあったような現実、それぞれの個々の消防団の部の部員の皆さんは本当に深刻なのです。自分たちが出て、2人とか3人とかきり、現実に何かあっても出て来れる、動員できる人が少ないというような現実を感じているという中で、問題は、今、言われたような装備ができる部は、そんなにないと思うのです、実際には、自衛組織がそこまで装備ができるというのにと部分も含めて、団員にも、ある種の矛盾を感じているのではないかと思わざるを得ないような、そういう現実があるわけです。特に、例えば、親さんが理解してくれないというような話は、本来の姿としてはほんとに情けない話で、一方では、地域は自分で守りましょうとか、よくわかった話をされているのだけれど、現実には、対応ができないということに対する啓蒙を、これは、かなり意識してやっていただかないと、こういう形でそれぞれ自分たちで守っているのでよいではないかと。自衛消防の皆さんは、よそに出て行かなくてもすむし、自分の家のところだけ守ればいじいやと。ある面の安易さでやっていだけでいじいかなという部分も含めて、しっかり考えてもらわないと、本来必要なところに限って少ないというか、密度がとても少ないではないかという、それを周りがみんな守っているなり、そういう意識を持っていることを理解されているのかという不安感だっているわけです。やはり、自分らの負担がなくて守ってもらえれば一番よいのですが、ということも含めて、ぜひ、啓蒙活動に重点的な取り組みをしてもらわないといけないときに来ているのではないかとと思うのですが。

**総務部長** おっしゃるとおりだと思います。かと言って、どういう打開策が一番あるのかということが、非常にむずかしいというふうに思っております。今、言われたようなことも含めまして消防委員会等々の中で、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

**金田興一委員** この三区の自衛消防隊の隊員は何人くらいおいでになるのですか。

**地域づくり課長** 規定によりますと、隊員人数というよりは、全世帯が対象となっております。約、この地区760世帯が、団の構成ということで規約には書かれています。以上です。

**金田興一委員** 実際に活動できる人というのは、ある程度、人数は想定してあるのですか。

**企画課長** 今、言った規定にはそうなっておりますが、実際に、では、何人かという御質問ですけれども、地区のほうで確認しないと、それについてはお答えはできない状況であります。

**金田興一委員** というのは、男女の比だとか、年齢層だとか見て、これだけの装備をして、それが、有効に、いざというときに活用できるのかなと、少し、そのような心配もあったものですから、今、お伺いしたのですが。

**地域づくり課長** 人数的なことではなくて構成を申しますと、区長が隊長ということになっておりまして、副隊長には一応、副区長があたっております。その中には、公民館の館長、または、ふるさと振興協会の事務局長等、また、班長16人ということで役員構成をしておりますが、これは、常会長をはじめ、日赤奉仕団、交通安全協会、防犯協会、公民館分館女性部といったような、いろいろな団体の方たちで構成されておりますので、人数的には足りているということで理解をしております。以上です。

**副委員長** 先ほどの備蓄倉庫の中身に関して、緊急工具とか、そういう専門的な部品もありますけれど、これの使用は、消防団員とか、一般の方とか、別に条件はなく、どなたでも使用できるものなのでしょうか。

**地域づくり課長** ある程度、講習は、若干しなければいけないかと思っておりますけれども、わりと、中で一番問題は、この救出のための油圧ジャッキですとか、または、レスキューキットの中の工具の一部を、若干、説明を専門家から受けておくということは必要かと思っております。あとについては、どちらかという、投光器、発電機でありますので、そういったものは、別に扱いについては何も問題はないかと思っております。

**副委員長** では、そのレスキューキットの使い方の講習会ですとかは、今後、やはり、計画を立てて、きちんとやっていくという理解でよろしいですか。

**地域づくり課長** 一応、計画書では、こういう講習会は何回かやるということで出てきておりますので、そういう折りに講習会は開いて、器具の扱いについてはやるという、そういうふうになっております。以上です。

**委員長** ほかに、ありますか。ないようでしたら、よろしいですか。協働企画に関しては、よろしいですね。

それでは、協働企画に関しては、これで、終了させていただきます。

続いて、すぐ、次の、入れていただければ、暫時休憩ですね。

〔職員入れ替え〕

**委員長** 休憩を解いて、再開をしたいと思っております。市民環境事業部の関係の審査をお願いしますが、議事に入る前に、皆さんの、それぞれの自己紹介をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

**委員長** どうもありがとうございました。これより議事に入りますけれども、直接に議事に関係ないと言いますか、かわらない職員の皆さんは、退室をしていただいて結構でありますので、よろしくお願いいたします。

### 議案第6号 両小野国保病院組合規約の変更について

**委員長** それでは、議案第6号、両小野国保病院組合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

**健康づくり課長** それでは、議案関係資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。両小野国保病院組合規約の変更について説明させていただきます。

提案理由につきましては、両小野国保病院組合管理者から協議を求められた同組合の規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、両小野国保病院を廃止し、新たに両小野国保診療所を開設することに伴い、必要な改正をするものです。

次のページをめくっていただきたいのですが、規約の新旧対照表があります。その中に、第3条に国民健康保険診療所という具合に改正案はなっていて、前は、国民健康保険病院ということになっております。

第4条のところは、同じく両小野国保病院内にというところが表示されていますけれども、それを両小野国保診療所内に。それから、経費の支払い、第12条のところの、この病院の収入をもってというところを、この診療所の収入をもってという具合に改正するものです。

規約の施行日につきましては、許可の日から施行し、平成21年4月1日から適用するというので、実は、この規約改正につきましては、本来、この3月の定例会に議案として提案すべきでありましたけれども、ドクターの配置に伴う関係で診療所の開設が難航しておりまして、タイムラグがあったというようなことで間に合わず、今回、提出させていただきました。規約の改正内容につきましては、辰野町が、県、それから保健所と協議をする中で、事務処理を進めてきているものでありまして、辰野町におきましても、6月のこの議会で提案させていただいております。議決後は、県知事の許可を得るために、県のほうに提出というようなことで事務を進めておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**委員長** 委員の皆さんから御意見等ございましたら、お出してください。

**古畑秀夫委員** 規約に直接かかわることではないのですが、いずれにしても病院から診療所へということで、お医者さんは減ったということだが、看護師さんもかなり減ったということだけれど、どのような形で、問題なくスムーズにいったのかどうか。

**健康づくり課長** 詳細は係長のほうから説明しますのでお願いたします。

**健康支援係長** 両小野診療所につきましては、職員体制ですけれども、3月の病院の頃には35名の職員がございました。現在は、それを27名に減しております。正規が17人の、嘱託、臨時さんで10人ということでございまして、なお、看護師さんにつきましても削減をしてきておりますけれども、同じ辰野町の総合病院等への異動をお願いしたということでございまして、数字的な中身については、今、把握しておりませんが、全体では、35名から27名へという減で、現在のところ、順調に診療をしているというふうに伺っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

**古畑秀夫委員** 問題はなかったということですかね、そういうことに伴って、異動なり。

**健康づくり課長** 人数のほうも1日あたり、若干、減っておりますけれども、特に問題なく移行させていただいております。

**古畑秀夫委員** その職員の異動なり、退職なりした、その部分も含めて。

**市民環境事業部長** お一人お一人の事情もお聞きする中で対応してまいりましたので、スムーズに移行できたというふうにご考えております。住民の皆さんにも、振興会等も通じまして、いろいろ協議をする中で進めていただいておりますので、大変スムーズにいけました。今、お一人の先生になるものですから、大変、患者さんも減るのかなというふうにご想定していたわけですが、そんなに大きな変更と言いますか、減少もなく、ドクターのほうも、大変よい対応をいただいておりますので、安心しているところでございます。

**副委員長** 今の少し関係あることで、病院から診療所へ変わったということで、ベッド数とか、人間的なものも規



定が変わってきますけれども、看護サービスの低下ですとか、医療サービスの低下につながるようなことは、ないかどうか、お聞かせください。

**市民環境事業部長** 当初、何人の看護師さんをとすることを考えるときに、そういったことのないように、12床ベッドを持っていますので、十分対応できるようにということで。もう少し、正直言って減らすことができるのかなという、私たち行政サイドでは思っていたわけですが、しっかりした医療 12ベッドを持って、外来も受けに行くという中では、ここが精一杯だという、これで、大丈夫ということをあわせまして、人数設定をさせていただきましたので、大丈夫というか、スムーズに実施ができているということでございます。

**白木俊嗣委員** 榎川診療所は、入院施設はないですね。

**健康づくり課長** ありません。

**白木俊嗣委員** その中で、将来、この診療所も、入院施設などは必要なくなってくるのではないかと思うのだけれど、そうは言っても、少し行けば辰野病院があったり、市内、岡谷に下ると言っても距離的には、遠くない範囲にあるもので、そうなってくると、ある程度、もっと整理すべきではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

**市民環境事業部長** 去年、この改革をするについても、全協等でも状況報告もさせていただきながら来たわけですが、もちろん、地元の皆さんは、今までどおり進めて行くのが、一番、安心があるわけですが、そうは言っても、今の経営状況の中ではということで説明をして、協議をしていただいていたという経過です。将来的には、そういうことも、あるいは、あるかもしれませんが、取りあえず答申の中では、診療所でやむをえないかなという、本当に苦渋の選択をしていただいていますので、それで進めて行きまして、4月1日の状況として、お一人の先生しか確保できないということで、今、12床でスタートしているのですが、将来的には、また、経営状況とも勘案する中で、地域の皆さんや議会の皆さんとも御相談をしながら、そういったときも、ある可能性としては、あるのかなというふうには考えておりますが、今は、今の状況で精一杯実施をしまいたいと思っております。

**小野光明委員** 規約の名称なのですが、両小野国保病院組合という名称も、規約が変わることによって変わるのか、これは、どうなるのですか。

**健康づくり課長** これにつきましては、本来、私どものほうも、その分について、直していったほうがよいのではないかと話をしてきましたが、このままでもよいということで、県のほうも理解を得ながら進めてきている状況です。これに関連する条例だとか規約だとか、規定が43ありますので、そこまで全て直すと大変だということもありまして、名称はこのまま残してもよいという御理解をいただいているところがありますので、このまま、病院組合規約ということで残していくということです。以上です。

**小野光明委員** そうすると、ここまで変えるということになると、条例でなくて、どこが、あれなのです。普通、変わってもよいような気がするのですが、条例で規定をしているのか、その辺が、少し、よくわからないのですけれど。

**市民環境事業部長** 今、課長がお話しさせていただきましたように、うちのほうもそういう提案をしたのですが、病院組合というものは、そのままの名前で残っています。これは、先ほども言いましたように、まだ、可能性の中では、35床も持っていますし、そういった中で、取りあえずどういう方法があるかと言って検討したところ、県のほうでは、条例で、病院条例というものをこの下に持っていますので、診療所条例というものを組合議会のほうで、また、御審議いただきながら策定してまいりますので、この診療所は、診療所条例に基づいて進めて行くということになります。また、6月議会で、組合の議会のほうで、それが提案されることになっております。

**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですので、議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認めまして、議案第6号両小野国保病院組合規約の変更については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

**議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費**

**委員長** 次に議案第7号一般会計補正予算(第1号)の関係でありますけれども、歳出3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、並びに4款衛生費を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 予算書13、14ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、10目後期高齢者医療運営費につきまして御説明申し上げます。国庫支出金等償還金として11万6,000円をお願いするものであります。この補正は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度移行準備のために、平成19年度より交付を受けました補助金の精算をするものであります。対象の事業といたしましては、社会保険や共済の被扶養者に対する保険料負担の凍結等の軽減策が平成19年10月に決定されたことに伴い、保険料徴収システムの改修を行ったものであります。この経費の10割が国庫補助でありましたが、精算に伴い受け入れ超過となっております11万5,500円を償還するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**健康づくり課長** 続きまして、15、16ページをごらんいただきたいと思います。4款衛生費、保健衛生費の予備費になりますけれども、需用費の項目で感染症予防対策費ということで、これは、新型インフルエンザ対策の発熱外来を設置することに伴うものです。消耗品につきましては15万3,000円、印刷製本費につきましては50万円、備品購入費につきましては705万6,000円ということで、それぞれ、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を受けて行うものです。消耗品の中身につきましては、防護服のセット、体温計等診断キットが含まれております。印刷製本費につきましては、各戸に配るチラシ代等が含まれております。備品購入につきましては、いざというときのために、エアテント、発電機、冷暖房機等が含まれております。

続きまして、3目の保健対策費、備品購入費になりますけれども56万2,000円。健康増進事業ということで、自動体外式除細動器整備事業ということでAEDの購入に充てたいということで16台分を予定しております。1台あたり、約35万円くらいになりますけれども、それを購入したいということであります。以上です。

**生活環境課長** 引き続きまして、その下の5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。歳出の補正はございませんが、歳入のほうで、地域発元気づくり支援金によります花による美しい環境づくり事業、それと、廃棄物不法投棄防止対策事業の採択を受けまして、一般財源から県の支出金ということで財源補正をさせていただくというものでございます。

続きまして、6目の環境保全費をお願いしたいと思います。自然環境保全事業の中で、アレチウリ等外来植物駆除委託料ということでございます。緊急雇用創出事業を充てさせていただき、田川の沿線と言いますか、河川敷周辺を5カ所、重点的にアレチウリ等の駆除を含め、河川の支障木、それから、不法投棄されている缶等を除去するというものでございます。主な5カ所は、高出の和手橋から吉田の方向に、各橋ごとですが、和手橋、大ノ田橋、田中橋、吉田橋、

下田川橋周辺を5カ所重点的にやりたいと。6月のこの補正を認めていただいたあと、6月末から7月の頭に1回、重点的に行き、あと11月までに2回実施したいというものでございます。

それと、その環境保全費の中での地域発元気づくり支援金によりまして、自然環境保全事業、それから環境教育推進事業が採択されまして、一般財源96万6,000円が減と、それと今回のアレチウリのものが減ということで、財源内訳が変更という内容でございますのでよろしく申し上げます。

**委員長** 委員の皆さんから何か御意見ございましたら、お出しいただきたいと思います。

**小野光明委員** 14ページの障害者の自立支援対策の関係ですけれど、これは平成23年度まで延長になったということなのですけれど。失礼しました。

感染症予防対策の関係で、備品購入にエアテントとか発電機を購入するということなのですけれども、先ほどの自衛消防隊の関係ではないですが、いざというときに使えるのかどうかというのが疑問なのですが、これは、どのように使うことを想定しているのでしょうか。

**健康づくり課長** これは、発熱外来を対応するときに、外で、ドライブスルー方式と言っていますけれども、医師が外で患者を診るようにしたほうがよいのではないかとこの考えがありまして、圧縮式のエアテントになりまして、その中に医師がいるという場合もありますし、今、考えているのは、松本歯科大学のほうをお借りしてやるということになっていますけれども、その場合でも、車が来るときに外で待っていなければいけない状況がありますので、そのために、そこにテントを張って待っているというようなことが考えられますので、一応、そういうことで利用することになっております。組み立ても簡単で、発電機がありますので、それでふくらませてやるというような形になっていますので、これは、東京都のほうでもいくつか購入してありまして、そういう他の自治体の話を聞きまして、うちもする予定です。以上です。

**小野光明委員** そうすると、これ、全部、資機材などは歯科大のほうに預けるのですか。

**健康づくり課長** 一応、保健福祉センターの倉庫がありますので、そちらのほうへ収納して、発熱外来以外にも、防災の関係でもこれは利用できるというようなことで、倉庫のほうに置いておくようにいたします。

**委員長** ほかにありますか。

ないようですので、市民環境事業部に係わる補正予算については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、異議なしと認めまして、市民環境事業部の関係にかかわる補正予算に対しては、可決すべきものと決しました。

以上で終了なのですが、最終的に、この議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費、4款衛生費に対する議案を、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第7号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。閉会中も総務部、協働企画部、市民環境事業部とも重要

事項を抱えておりますので、協議会等開催をお願いすることもあるかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

**委員長** よろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** そういうことでありますので、よろしく申し上げます。

ほかにございますか。何か理事者のほうは、よろしいですか。

#### 理事者あいさつ

**副市長** 慎重な御審議をいただきまして、それぞれの案件につきましてお認めをいただきましてありがとうございます。景気対策の関係の予算が非常に主でございますので、お認めいただければなるべく早く執行して、地域経済の活性化のほうに努めてまいりたいと、そのようなことを考えておりますので、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**委員長** 以上をもちまして、6月総務環境委員会の審査を終了いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

平成21年6月12日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印